

STOP! コロナ差別!

一人ひとりがまず一歩!差別を「なくす」行動を!

正しい知識を持ち思いやりある行動を心掛けよう!

多くの方が新型コロナウイルスの感染力や重症化に対して不安を抱えています。しかし、過剰な不安を抱くあまり、過度な対策をして他者の人権を侵害してしまうことがあります。現在日本では、感染者や医療従事者等、その家族に対して過剰に避ける行為や不利益な扱いなど、コロナに関する差別が社会問題となっています。

このような差別を起こさないためには、一人ひとりがコロナに関する正しい知識を持つことによって過度に不安を抱かず、適切な対策・行動をとることが大切です。感染者や医療従事者等、その家族を避けるのではなく応援しましょう。



新型コロナワクチン接種は受けて当然?

4月から開始された新型コロナワクチン接種が多くの希望者に行きわたり、新型コロナウイルス感染症収束に向けて大きな前進となっています。

しかし、「ワクチンの接種は当然だ」という考え方は、接種を受けたくても受けられない方や、接種をしない選択をされた方への批判や圧力、差別へとつながります。

ワクチン接種は強制ではなく、自らの意思で受けるものです。「打って当然」の考えから発せられた言葉により、気づかぬうちに人を傷つけているかもしれません。他人にワクチン接種を強要していないか、必要以上に未接種者を避けていないか、未接種の人を傷つけていないか。今一度、自分の行動を見つめなおしてみましょう。



滋賀県では、新型コロナ人権相談ほっとラインを開設しています。



新型コロナ人権相談ほっとライン

077-523-7700 (電話・FAX)

新型コロナウイルス感染症により人権侵害を受けた方専用の相談窓口です。

ひとりでかかえないでお電話ください(相談無料、通話料有料)。

受付日時: 月・火・水・金(祝日・年末年始等を除く)10時~12時、13時~16時

相談機関: 公益財団法人滋賀県人権センター

インターネット受付: <https://www.shigajinken.or.jp/coronasoudan-guide.html>

※受付後は、相談内容に応じて、法務局等関係機関との連携や弁護士相談を活用し、救済につなげていきます。

※弁護士相談も毎月第3木曜日に行っています(事前予約・面談必要)。

※相談で得た個人情報等を目的外に使用することはありません。

通常の人権相談も行っています。困ったときは…ひとりで悩まないで電話してね



公益財団法人滋賀県人権センター人権相談室

電話番号: 077-527-3885 〒520-0801 大津市におの浜四丁目1番14号

相談日(電話・面接相談): 月・火・水・金(祝日・年末年始等を除く)10時~12時、13時~16時

※弁護士相談も毎月第3木曜日に行っています(事前予約・面談必要)